

異業種組合の設立・運営指導について

58 企庁第 1194 号
昭和 58 年 8 月 27 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁指導部長

近年、異なる事業を行う中小企業者が集まった組合（以下「異業種組合」という。）の結成の動きが生じている。

これは、需要の多様化、高度化等の中小企業を取り巻く環境変化に対応していくため、異なる事業を行う中小企業者がそれぞれの有する異質の技能、技術、ノウハウ等を提供し合い、従来の同業種の中小企業者の組織化では得られなかったような新しい成果を生み出すことを狙っているものである。

しかしながら、この異業種の中小企業者の組織化は、従来の同業種の中小企業者の組織化とは異なり、個々の中小企業者がその必要性を認識してもそれを顕在化させて組合結合に至る契機に乏しいため、組織化が進みにくいという側面があり、また異業種組合の活動自体も、これまでの同業種組合とはかなり異なったものとなっている。

このため、異業種組合の設立・運営指導に当たっては、以下の点に留意してその設立・運営の円滑な推進を図られたい。

1 組合事業について

- (1) 異業種組合が異なる種類の事業を行う中小企業者の集まりであることから、組合事業の種類、内容によつて一部の組合員のみが利用することがありうる。

この点で中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）第 5 条第 2 項に規定されるいわゆる直接奉仕の原則「組合は、その行う事業によつてその組合員に直接奉仕することを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。」との関係が問題になる。

しかしながら、次のような場合に直接奉仕の原則に反しないものと解される。

- (イ) 組合事業が現実に一部の組合員についてのみ利用されるのであつても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合

(ロ) 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合

(ハ) 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

(2) 異業種組合は、異業種中小企業が協同することによる効果の発揮を意図して設立されることが多いことから、実施される組合事業も、従来の同業種組合が中心的事業として行ってきたもの、例えば共同購入、共同受注・共同販売、共同生産・共同加工等が必ずしも中心的事業として行われるとは限らず、共同製品開発、共同技術開発、教育及び情報の提供等のいわゆるソフトな事業が中心的事業となることを見込まれる。また、組合員の結束を強化するため、組合員が共通に利用しうる事業として、資金の貸付、福利厚生等の事業が活用されることが見込まれる。

このため、異業種組合の組合事業については、個々の組合の実情に応じた組合事業が行われるよう特に配慮する必要がある、例えば、教育及び情報の提供事業が中心的組合事業である場合において、これが効果的に実施されることが見込まれるときは、当該組合の設立を不認可とすることは適当ではない。

なお、事業協同組合運営指針（昭和26年企庁第1531号）の第7の2の(十)の(4)に規定されている資金の貸付事業を行うに当たつての「他の共同事業」としては「教育及び情報の提供事業」等のソフトな事業が含まれると解される。

2 認可に当たつての留意点

(1) 異業種組合の認可に当たつては、都道府県の認可部局と業種所管部局との間で十分な連絡調整を図る必要がある。また、異業種組合については、認可行政庁が多岐にわたることもあり、組合を設立しようとする中小企業に対し申請手続面でかなり負担を課すことになるおそれがあるので、関係行政庁との間の連携の緊密化には特に配慮する必要がある。

(2) 異業種組合の共同受注、共同販売については、組合員資格事業を全て網羅するものが対象となると考えられるが、組合員資格が多様化すればする程一部の資格事業のみについての共同受注、共同販売が行われ直接奉仕の原則に反する可能性が大きくなるので、そのようなおそれのある共同受注、共同販売を事業に含む異業種組合（とくに建設業関係組合）の設立認可に当たつては、資格事業を所管する行政庁と連絡調整を図りつつ、それら事業

の内容について十分審査し、慎重に対処する必要がある。

3 組合設立後の指導

異業種組合の事業は、上述のように研究開発、教育及び情報の提供等のソフトな事業が重点となり、加えて、資金の貸付、福利厚生等の事業が実施されることになると見込まれるが、こうした事業は、組合が主体的かつ積極的に取り組まなければ円滑な実施が困難となり、組合自体が休眠化する可能性及び公平性を欠く可能性も有しているので、認可行政庁は、中小企業団体中央会と十分連携をとりつつ、組合設立後の運営指導の充実・強化に努める必要がある。